

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県地域活性化及び生活対策基金金条例	二
○福島県消費者行政活性化基金金条例	三
○福島県妊婦健康診査支援基金金条例	二
○福島県安心こども基金金条例	二
○福島県障害者自立支援対策臨時特例基金金条例の一部を改正する条例	三
○福島県ふるさと雇用再生特別基金金条例	三
○福島県緊急雇用創出基金金条例	三

条 例

福島県地域活性化及び生活対策基金金条例、福島県消費者行政活性化基金金条例、福島県妊婦健康診査支援基金金条例、福島県安心こども基金金条例、福島県障害者自立支援対策臨時特例基金金条例の一部を改正する条例、福島県ふるさと雇用再生特別基金金条例及び福島県緊急雇用創出基金金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第一号

福島県地域活性化及び生活対策基金金条例

(設置)

第一条 地域活性化及び生活対策に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県地域活性化及び生活対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財 政 課)

福島県条例第二号

福島県消費者行政活性化基金金条例

(設置)

第一条 消費生活相談に係る体制の強化その他の消費者行政の活性化を図るために行う事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(消費生活課)

福島県条例第三号

福島県妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第一条 妊婦の健康診査のための事業の円滑な促進に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な

事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(児童家庭課)

福島県条例第四号

福島県安心こども基金条例

(設置)

第一条 子どもを安心して育てる体制の整備に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(子育て支援課)

福島県条例第五号

福島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「施行に伴い」を「円滑な制度の運用並びに福祉及び介護に携わる人材の確保のために」に改める。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第六号

福島県ふるさと雇用再生特別基金条例

（設置）

第一条 雇用に関する状況の急激な変化に対応し、地域の求職者を地域の特性を生かした創意工夫により雇い入れるために実施する雇用創出効果の高い事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な

事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

（雇用労政課）

福島県条例第七号

福島県緊急雇用創出基金条例

（設置）

第一条 雇用に関する状況の急激な変化に対応するために緊急に実施する雇用創出効果の高い事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

（雇用労政課）